

第 10 章

約款の規制

韓国では、約款を包括的に規制する一般法として「約款の規制に関する法律」(以下「約款規制法」という)が1986年12月に制定されている。約款規制法は、事業者がその取引上の地位を濫用して不公正な約款を作成・使用することを防止するとともに、かかる約款を規制することにより、公正な取引秩序の確立と消費者の保護を図り、もって、国民生活の均衡ある向上を図ることを目的としているものである。消者保護関係法規の一つとしてとらえることができる。約款規制法は、92年12月に強化改正され、行政当局の措置権限を強化するため、是正命令の制度が導入され、また、公正な取引秩序の確立と不公正な約款の通用の防止に資するため、標準約款の制度が導入された。それと同時に、この強化改正により、約款規制の権限が経済企画院長官から公正取引委員会に移管され、独占禁止当局である公正取引委員会の消費者保護機能を拡充する形で、約款規制法の運用体制が整備・強化された。強化改正後、法運用は活発化しており、是正措置件数が著増している。

一方、わが国では、約款規制の一般法は存在せず、また、独占禁止当局に約款規制を担当させるという議論も現在のところない。しかし、継続的役務取引等の約款については、事業者が、一般消費者の取引内容に関する知識・情報の不足につけ込んで不利益を与える可能性が考えられる。こうした消費者の被害を防止し、取引の危険性を除去し、市場メカニズムを機能させる必要性から、有効な約款規制のあり方としてどのようなものがあるか議論されても不思議がないであろう。韓国では、公正取引法が制定されて、まだ10数年にしかならないが、すでに4次にわたって強化改正されており、積極的な

政策運営が行われてきている。そういう積極的な政策運営の流れのなかで、韓国では、独占禁止当局が約款規制の分野をも担当し、その消費者保護機能を拡充しつつ、より総合的に市場メカニズムの機能確保に取り組んでいる状況が見られる。

1. 規制制度の変遷

韓国において、約款規制に関する立法が必要であるとの本格的な議論は、1985年10月に韓国政府が、消費者保護運動に取り組んできた民間団体の一つである「消費者問題を研究する市民の集い」に対して普通取引約款の利用による消費者の被害を防止し、公正な取引を確保することのできる法律案の起草を依頼したことに始まる⁽¹⁾。同「集い」では、韓国社会の現実に適合し、最も効果的な法律はどのような形態であるべきかが検討され、全ての分野の約款を包括的に規制する法律にするか、問題となっている契約類型の割賦販売、訪問販売等について個別に規制する法律にするかが問題とされた⁽²⁾。その結果、次のような理由から、前者、つまり、包括的な約款規制法を制定することが適当と判断され、試案が作成された。

- ①契約に用いられている約款には不当な条項を含むものが多く、約款の内容を一定の適正な水準に引き上げなければ、今後、問題はさらに深刻になってくること
- ②契約や約款による消費者被害が増えつつあり、消費者団体側が法の不備を指摘しており、消費者問題を早く法の対象範囲内に取り込まなければ、法秩序に混乱が生じるところから、取引秩序確立のため一般的規制法を制定する必要があること
- ③問題のある契約類型ごとに個別規制法を制定するとしても、例えば、諸外国ではクーリングオフ制度が設けられている割賦販売や訪問販売について、突然、そうした制度を導入すると、業界の激しい反発が予

想され、まず、一般的な約款規制法を制定し、それによる取引への影響を見てから、特別な規制を必要とする業種に特別法の制定を図っていくべきであること

その後、各界の意見を試案に反映させた草案の作成、さらに度重なる修正案の作成が行われた後、最終的に与党提出の法律案となって国会に提出され、1986年12月18日、法律案が国会を通過し、同年12月31日に公布（87年7月1日施行）された。

当時の約款規制法が現行法と異なる最大の点は、約款の規制において是正命令の制度がなかった点であり、当時は、約款規制法上無効とされる約款条項により取引した事業者に対して、行政当局（当時は経済企画院長官）は、その削除・修正等を是正勧告できるに止まっていた。すなわち、約款規制の行政当局は、違反事業者に対して是正を勧告できるだけで、これに応じない事業者に対しては是正を強制する措置権限を有しておらず、もっぱら事業者の自発的な協力に依存せざるを得なかつたのである。こうした是正勧告という弱い措置権限は、不公正な約款への効果的な規制を阻害し、行政当局の権威を危うくする効果さえもたらしたといわれ⁽³⁾、法的に強制力のある行政措置制度の導入が強く求められていた。韓国の約款規制法は、実体規定面ではドイツの約款規制法とよく似ているが、規制方法においては、ドイツのそれと異なり、司法規制型ではなく、行政規制型であり、しかも、当時は、行政当局に与えられている措置権限が弱く、効果的な規制が期待できなかつたという問題があつたのである⁽⁴⁾。

このため、約款規制法は、制定後6年を経過した1992年12月に改正され、不公正約款条項（かかる条項は同法において無効とする旨定められている）の規定については変更が加えられなかつたが、新たに是正命令の制度が導入され、行政当局が一定の事業者に対して不公正約款条項の削除・修正などの是正措置を命じることができるよう措置権限が強化された。また、これに併せて、罰則の新設も行われ、是正命令に違反した者は2年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処せられることになった。

このほか、この法改正により、標準約款の制度が導入され、事業者及び事業者団体は、一定の取引分野において標準となる約款を定めることができるとされ、行政当局に対して、作成した標準約款が約款規制法に違反していないかどうか審査請求できるようになった。また、この法改正により、約款規制法上の行政措置その他の行政権限が、経済企画院長官から公正取引委員会に移管され、独占禁止当局により約款規制法が運用されることになった。

2. 現行規制の内容

約款規制法は、全6章34条から成り、「事業者がその取引上の地位を濫用して不公正な内容の約款を作成・使用することを防止し、不公正な内容の約款を規制して公正な取引秩序を確立することにより、消費者を保護し、国民生活の均衡ある向上を図ることを目的とする」(1条)としている。

約款規制法は、全ての分野の約款に対して適用される包括的な規制法であり、「約款」とは、2条の定義規定において、「その名称若しくは形態又は範囲を問わず、契約の一方の当事者が多数の相手方と契約を締結するため、一定の形式により予め作成された契約内容になるものをいう」としている。

約款規制法による規制は、大別すると、次のとおり、事前の規制と事後の規制に分けられる⁽⁵⁾。

(1) 事前の規制

事前の規制は、約款を内容とする契約を締結する前に公正な内容の約款を公正に使用するように規制するためのものである。これには、約款の明示・説明義務(3条)、標準約款の審査(19条の2)、他の法律に基づく行政官庁の約款認可の基準(31条)に関する各規定が挙げられる。

約款の明示・説明義務については、3条において「事業者は、契約締結に

当たって顧客に契約の内容を契約の種類に応じて一般的に明示し、顧客が要求する時には当該約款の写しを顧客に交付し、これを知らせるようにしなければならない」（1項）とされ、さらに、「約款に定めてある重要な内容」については、事業者は、「顧客が理解できるように説明しなければならない」（2項）とされている。この約款の明示・説明義務に違反した事業者は、公正取引委員会によ5000万ウォン以下の科料に処せられることになっている。

標準約款の審査については、19条の2において、事業者及び事業者団体は、「公正な取引秩序を確立し、不公正な約款の通用を防止するため、一定の取引分野において標準となる約款を定めることができる」（1項）とされ、標準約款について公正取引委員会に対して約款規制法に違反していないかどうか審査請求できる（2項）。公正取引委員会は、この審査請求を受けた時は60日以内に審査結果を申請した者に通報しなければならない（施行令5条の2）。また、23条において、公正取引委員会は、約款規制法に違反するとされた約款条項の目録を作成し、備え置き、必要な場合にはこれを一般に供覧できるようになっており、不公正な約款の使用の未然防止に役立てられるようになっている。

また、約款規制法以外の他の法律に基づく行政官庁の約款認可の基準については、31条において、行政官庁が他の法律に基づき約款を認可し、又は他の法律に基づき特定の取引分野に設定された審査機構において約款を審査するに当たっては、どのような条項が不公正な約款条項となるかを定めた約款規制法6条から14条の規定を基準としなければならないとされ、不公正な約款の作成・流通を事前に防止する役割を有している。

（2） 事後的規制

事後的規制は、約款を内容とする契約の締結後において約款による弊害の発生を規制するものであり、約款の解釈（5条）、不公正約款条項の使用禁止及びその是正措置（17条、17条の2及び18条）に関する各規定が事後的規制

として挙げられている。

まず、約款の解釈については、5条において、「約款は、信義誠実の原則に従って公正に解釈されなければならない」（1項）とされ、「約款の意味が明白でない場合は、顧客に有利に解釈されなければならない」（2項）とされている。この規定は、事前的規制と見ることもできるが、実際に適用される事態は事後的であることが大部分であろう⁽⁶⁾。

次に、不公正約款条項の使用禁止及びその是正措置は、約款規制法の中心的部分であって、1992年12月の法改正により強化改正された部分である。

不公正約款条項の使用禁止については、17条において、「事業者は、次の各号の1に該当する場合は、第6条及至第14条の規定に該当する不公正な約款条項（以下「不公正約款条項」という）を契約の内容としてはならない」とされており、事業者が次のような場合に6条乃至14条に規定された不公正約款条項を契約の内容とすることが禁止されている。

- ①事業者が独占規制及び公正取引に関する法律2条7号の市場支配的事業者である場合。
- ②事業者が自己の取引上の地位を不当に利用して契約を締結する場合。
- ③一般公衆に物品・役務を供給する契約であって、契約締結の緊急性・迅速性から顧客が締結するとき、契約条項の内容の変更が困難である場合。
- ④事業者の契約当事者における優越的地位が顕著であり、又は顧客が他の事業者を選択する範囲が制限されていて、約款を契約の内容とすることが事実上強制される場合。
- ⑤契約の性質又は目的上、契約の取消、解除若しくは解約が不可能であり、又はそれにより顧客に顕著な財産上の損害が発生する場合。

つまり、17条は、6条から14条に該当して無効とされる不公正約款条項の全てを禁止の対象とするのではなく、契約の一方の当事者が市場支配的事業者であったり、取引上優越した地位にある事業者である場合（市場の不完全

競争状態に関係がある場合) や、契約締結に緊急性・迅速性が要請されたり、顧客の取引への事前のコミットメントが大きい場合(情報の非対称性に関係がある場合)における不公正約款条項を禁止の対象とするものである。これは、そうした場合には、市場の状況からして契約当事者の自由に委ねておくと、事業者がその取引上の地位を濫用して顧客に対して不公正約款条項を押しつける可能性が強いので、行政当局の介入によって禁止しようとするものである。すなわち、市場メカニズムが市場の状況からしてうまく機能しないような場合(市場の不完全競争状態や情報の非対称性があるような場合)に限定して、行政に介入させようとしていることができる。

次に、不公正約款条項がどのようなものかについては、6条及至14条に規定されている。まず、6条において約款についての「一般原則」が規定された後、7条から14条まで、「免責条項の禁止」、「損害賠償額の予定」、「契約の解除・解約」、「債務の不履行」、「顧客の権益の保護」、「顧客の権益の保護」、「意思表示の擬制」、「代理人の責任加重」及び「訴え提起の禁止等」に関して無効となる条項が列挙されて規定されている。これら各規定は次のとおりである。

ア 一般原則（6条）

「信義誠実の原則に反して公正さを欠く約款条項は無効である」(1項)とし、約款に次の約款条項は公正さを欠くものと推定されるとしている(2項)。

- ①顧客に対して不当に不利な条項
- ②顧客が契約の取引形態等の諸般の事情に照らして予想し難い条項
- ③契約の目的を達成できない程度に、契約に基づく本質的権利を制限する条項

イ 免責条項の禁止（7条）

契約当事者の責任に関して定めている約款の内容のなかで、次の内容を定

めている条項は無効にするとしている。

- ①事業者、履行補助者又は被用者の故意又は重大な過失による法律上の責任を排除する条項
- ②相当な理由なく、事業者の損害賠償範囲を制限し、又は事業者が負担しなければならない危険を顧客に移転させる条項
- ③相当な理由なく、事業者の担保責任を排除若しくは制限し、若しくはその担保責任に基づく顧客の権利行使の要件を加重する条項、又は契約の目的物に関して見本が提示され若しくは品質、性能等に関して表示がある場合、その包装された内容に対する責任を排除若しくは制限する条項

ウ 損害賠償額の予定（8条）

顧客に対して不当に過重な遅延損害金等の損害賠償義務を負担させる約款条項は無効にするとしている。

エ 契約の解除・解約（9条）

契約の解除・解約に関して定めている約款の内容のなかで次の内容を定めている条項は無効にするとしている。

- ①法律の規定に基づく顧客の解除権若しくは解約権を排除し、又はその行使を制限する条項
- ②事業者に法律において規定していない解除権・解約権を付与し、又は法律の規定に基づく解除権・解約権の行使要件を緩和し、顧客に対して不当に不利益を与えるおそれがある条項
- ③契約の解除若しくは解約による顧客の原状回復義務を相当な理由なく過重に負担させ、又は原状回復請求権を不当に放棄させる条項
- ④契約の解除・解約による事業者の原状回復義務又は損害賠償義務を不当に軽減する条項
- ⑤継続的な債権関係の発生を目的とする契約において、その存続期間を

不當に短期若しくは長期にし、又は默示の期間延長若しくは更新が可能になるように定め、顧客に不當に不利益を与えるおそれがある条項

オ 債務の不履行 (10条)

債務の不履行に関して定められている約款の内容のなかで、次の内容を定めている条項は無効にするとしている。

- ①相当な理由なく給付の内容を事業者が一方的に決定し、又は変更できるよう権限を付与する条項
- ②相当な理由なく事業者が履行しなければならない給付を一方的に中止できるようにし、又は第三者が代行できるようにする条項

カ 顧客の権益の保護 (11条)

顧客の権益に関して定められている約款の内容のなかで、次の内容を定めている条項は無効にするとしている。

- ①法律の規定に基づく顧客の抗弁権、相殺権等の権利を相当な理由なく排除又は制限する条項
- ②顧客に付与された期限の利益を相当な理由なく剥奪する条項
- ③顧客が第三者と契約を締結することを不當に制限する条項
- ④事業者が業務上知るようになる顧客の秘密を正当な理由なく漏洩することを許容する条項

キ 意思表示の擬制 (12条)

意思表示に関して定められている約款の内容のなかで、次の内容を定めている条項は無効にするとしている。

- ①一定の作為又は不作為があった場合、顧客の意思表示が表明された又は表明されなかったと見なす条項。ただし、顧客に相当の期限内に意思表示がなかったならば、意思が表明された若しくは表明されなかつたものと見なす旨を明白に別途告知する場合、又はやむを得ない理由

によりこのような告知ができない場合は、この限りではない。

- ②顧客の意思表示の形式又は要件に対して不当に厳格な制限を課する条項
- ③顧客の利益に重大な影響を及ぼす事業者の意思表示が相当な理由なく顧客に到達したとする条項
- ④顧客の利益に重大な影響を及ぼす事業者の意思表示に不当に長期間の期限又は不確定の期限を定める条項

ク 代理人の責任加重 (13条)

顧客の代理人によって契約が締結された場合、顧客がその義務を履行しない時は、代理人にその義務の全部又は一部を履行する責任を負わせる内容の約款条項は無効にするとしている。

ケ 訴え提起の禁止等 (14条)

顧客に対して不当に不利な訴えの提起の禁止条項若しくは裁判管轄の合意条項又は相当な理由なく顧客に立証責任を負担させる約款条項は無効にするとしている。

次に、約款の審査請求と調査の手続についてである。まず、約款の審査請求については、約款条項と関連して法律上の利益がある者、消費者保護法に基づき登録された消費者団体、韓国消費者保護院及び事業者団体は、約款がこの法律に違反しているかどうかについての審査を公正取引委員会に請求することができる(19条)。そして、公正取引委員会は、審査請求を受けた場合或いは是正命令又は是正勧告するために調査が必要と認められる場合には、約款が違反しているかどうかを確認するために必要な調査ができるようになっている(20条)。

また、公正取引委員会は、約款を審議する前に、当該約款に基づいて取引をした事業者又は利害関係人に対して当該約款が審査対象になったという事

実を通知しなければならない（22条1項）。一方、その通知を受けた当事者又は利害関係人は、公正取引委員会の会議に出席してその意見を陳述し、必要な資料を提出することができる（22条2項）。また、審査対象になる約款が他の法律に基づいて行政官庁の認可を受けたもの又は受けなければならぬものである場合は、公正取引委員会は、審議に先立ち、その行政官庁に対して意見の提出を要求するようになっており（22条3項）、約款審査において、専門的な事項については、公正取引委員会が約款審査諮問委員に委嘱して約款審査を諮問することができるようになっている（31条の2）。

不公正約款条項の是正措置は、是正命令、是正勧告及び是正要請の3措置がある。是正命令は、事業者が17条の不公正約款条項の禁止規定に違反したとき、公正取引委員会が当該約款条項の削除、修正等の是正に必要な措置を命ずるものであり（17条の2 1項），不公正約款条項を確実に是正させるための制度として、1992年12月の法改正で導入されたものである。それ以前においては、行政当局は、単に是正を勧告するに止まり、是正を強制できなかった。

是正勧告は、事業者が17条各号の1の場合に該当しない場合であっても、契約のなかに不公正約款条項がある時には公正な取引秩序の確立のため当該不公正約款条項の削除、修正等の是正に必要な措置を勧告できるとするものである（17条の2 2項）。是正命令では、たとえ不公正約款条項が契約のなかに存在したとしても、事業者が17条の各号に規定されている事業者（市場支配的事業者、優越的地位にある事業者等）でなければ、措置を発動できないのに対して、是正勧告では、そうした事業者でなくとも、契約中に不公正約款条項が存在すれば、その削除、修正等の措置を勧告できるようになっている。また、公正取引委員会は、是正命令又は是正勧告するに当たって、その対象事業者と同種の事業を営む他の事業者に対しても同様の不公正約款条項を使用しないよう勧告することができるようになっている（17条の2 3項）。

是正要請については、行政官庁が作成した約款又は他の法律に基づいて行

政官庁の認可を受けた約款が6条ないし14条の規定に違反した事実があると認定される時、公正取引委員会は、当該行政官庁にその事実を通報し、その是正に必要な措置を要請できるとしているものである（18条1項）。公正取引委員会は、行政官庁に是正要請した場合は、是正命令又は是正勧告をしてはならないことになっている（18条2項）。

なお、事業者が公正取引委員会の是正命令に不服がある場合は、「独占規制及び公正取引に関する法律」の手続規定が準用され（30条の2），公示のあった日から30日以内に異議申請をすることができ、さらに、その検討の結果出された公正取引委員会の措置に不服がある場合は、公示のあった日から30日以内にソウル高等法院に訴えを提起できる。また、是正命令に違反した者は2年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処せられる（32条）ほか、両罰規定が設けられており、その属する事業者にも同様の罰金刑が科されることになっている（33条）。

3. 運用状況

（1）概況

約款の処理実績⁽⁷⁾を見ると、表1のとおり、約款規制法の施行時から1993年12月末までの間において、是正命令9件、是正勧告56件となっている。もっとも、是正命令の9件は、全て、約款規制法の強化改正により是正命令の制度が導入された93年度単年度の件数であり、また、是正勧告の56件のうちその4割に当たる22件が、同様に、約款規制法強化改正後の93年度の件数である。一方、是正要請については、約款規制法の施行時から93年12月末までの間において12件となっており、強化改正後においてその件数の増加が見られたわけではない。しかし、是正命令及び是正勧告が、強化改正後に前記のとおり多数出されるに至っており、約款規制法の運用は、強化改正以降、

相当活発化している状況にあるといえる。

次に、約款審査請求を行った者を類型別に見ると、審査請求できるのは、19条により利害関係人（約款条項と関連して法律上の利益がある者）、消費者保護法に基づき登録された消費者団体、消費者保護院及び事業者団体となるが、表2のとおり、強化改正が行われる以前の1992年度までは、請求件数それ自体が、毎年度10件以下で低調に推移しており、消費者保護院からの請求がその大部分を占めていた。しかし、強化改正後の93年度においては、利害関係人からの請求が急激に増加し、それまで、毎年度5件以下に過ぎなかった利害関係人の請求件数が136件に急伸し、請求件数全体を139件に一気に押し上げ、そのほとんど大部分を占めるに至った。これは、強化改正により規

表1 約款の年度別処理実績

(単位：件数)

年度 処理 類型	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	計
是正命令	0	0	0	0	0	0	9	9
是正勧告	2	6	3	9	6	8	22	56
是正要請	0	2	4	1	2	0	3	12
棄却・却下	1	2	0	0	0	2	107	112
その他								
計	3	10	7	10	8	10	141	189

(注) 韓国公正取引委員会「公正去来年報1994年版」、186ページの表より転載。

表2 約款の類型別審査請求件数

(単位：件数)

	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
利害関係人	2	5	0	2	3	4	136
消費者団体	0	4	6	8	6	4	3
・消費者保護院	0	1	5	8	6	4	2
・その他	0	3	1	0	0	0	1
審査請求件数	2	9	6	10	9	8	139
職権審査件数	1	1	1	0	1	0	2

(注) 韓国公正取引委員会「公正去来年報1994年版」、187ページの表より作成。

表3 約款の産業分類別是正実績（1987年度～93年度）

産業	卸小売	運輸・通信等	金融・保険	不動産	教育サービス	保育サービス	健人サービス	公共・個人サービス	計
件数	11	11	9	36	1	3	6	77	

(注)韓国公正取引委員会「公正去来年報1994年版」、188ページの表より転載。

制の実効性が上がるとの関係者の期待の高まりの反映と見られるが、その多く（93年度の審査請求件数141件のうち107件）が棄却、却下等の処理となっており、端緒源として不適当なものが多かったことがうかがわれる。

また、約款のは是正を求められた産業としてどのようなものがあるのか、産業別には正命令、是正勧告及び是正要請の合計件数で見てみると、表3のとおりである。第1次産業及び第2次産業はなく、全て第3次産業であり、そのうち、一般消費者と密接に関連がある不動産業、卸・小売業、運輸業、金融・保険業がほとんど大部分を占めている。

(2) 審決例

17条は、事業者が6条及至14条の規定に該当する不公正約款条項を契約の内容とすることを禁止しているが、どのような不公正約款条項が問題となり、是正の対象となったのか、強化改正後において是正命令が出された事例を中心に紹介していくこととしたい⁽⁸⁾。

ア 一般原則（6条）

約款条項が、6条1項1号の「顧客に不当に不利な条項」に該当し、「信義誠実の原則に反して公正さを欠く約款条項」であり、無効であるとして、削除が命じられた事例

- ・バス運送事業組合のバス券販売契約書（1993年7月22日是正命令）

乙（バス券販売人）は、バス券販売人を中心とする団体組織又はその

構成員となることができず、また、それに違反した場合は解約措置がとられ得るとともに、異議の提起もできない旨定められていた。これについて、当該条項は、憲法で保障された結社の自由を禁止するとともに、違反時には契約解除を受けることによって、販売人の基本的な自由が過度に拘束されるようになっており、善良な風俗その他社会秩序に反しており、顧客に対して不当に不利な条項であるとされた。

また、バス券販売人が購入するバス券の購入金額が10万ウォン以上である場合は保証された小切手によって購入しなければならない旨定められていたことについて、これは、支払手段の選択権を制限し、顧客に不当に不利な条項であるとされた。

イ 免責条項の禁止（7条）

- ①約款条項が、7条1号の規定中の「故意又は重大な過失による法律上の責任を排除する条項」に該当し、無効であるとして、削除が命じられた事例
 • 託送手荷物約款（1993年7月29日是正命令）

到着日から7日経過しても引受けのない手荷物については、破損・紛失等してもその責任を負わない旨定められていた。これについては、事業者にとっては、善良な管理者の注意義務に基づき保管した後、同運送約款40条によって手荷物を公売処分し、代金を返還しなければならないという義務があるにもかかわらず、それを免責しているものであり、7条1号でいう事業者、履行補助者又は被用者の故意又は重大な過失による法律上の責任を排除する条項であるとされた。

- ②約款条項が、7条2号の規定中の「相当な理由なく事業者の損害賠償範囲を制限する条項」に該当し、無効であるとして、削除が命じられた事例
 • アパート供給契約書（1993年7月22日是正命令）

政府の施策調整変更、建設資材の供給破断等の不可抗力による竣工遅延があった時には遅滞債金を支払わず、また、これに対していっさい異議が提起できない旨定められていたことについて、不可抗力による履行

遅滞の場合、事業者の免責事由は具体的に規定されねばならず、このように包括的に規定することは、相当な理由なく事業者の損害賠償範囲を制限するものであるとされた。

- ③約款条項が、7条3号の規定中の「相当な理由なく事業者の担保責任を排除又は制限する条項」に該当し、無効であるとして、削除が命じられた事例
 ・商店街分譲契約書（1993年8月25日是正命令）

分譲地の面積に関して、建築又は作業処理の過程で若干の増減が発生することに対して、精算又は異議の提起を行うことができない旨定められていたことについて、相当な理由なく事業者の担保責任を排除又は制限するものであるとされた。

- ④約款条項が、7条3号の規定中の「相当な理由なく事業者の担保責任に基づく顧客の権利行使の要件を加重する条項」に該当し、無効であるとして、削除が命じられた事例

- ・住宅の賃貸借契約書（1993年8月25日是正命令）

賃貸人は、共同施設及び団地内道路の補修管理責任を、また、賃借人は住宅及びその内部いっさい並びに故意又は過失により生じた施設物の毀損行為いっさいの補修管理責任を負う旨定められていたことについて、相当な理由なく賃貸人である事業者の担保責任を排除又は制限するものであるとされた。

ウ 損害賠償額の予定（8条）

- 約款条項が、8条の規定の「顧客に対して不当に過重な損害賠償義務を負担させる約款条項」に該当し、無効であるとして、削除が命じられた事例

- ・住宅の賃貸借契約書（前掲と同じもの）

賃料等の諸納入金を納付しない場合は10%の過怠料を加算して納付し、滞納した場合にはさらに3%の過怠料を加算して納付する旨定められていたことについて、最初の1カ月の10%，それ以後毎月3%の過怠料率は、年43%の遅延賠償金に該当し、利子制限法上の制限利率である

年25%を超過するものであって、顧客に対して不当に過重な遅延損害金等の損害賠償義務を負担させるものであるとされた。

エ 契約の解除・解約（9条）

①約款条項が、9条2号の規定中の「法律の規定に基づく解除権・解約権の行使要件を緩和し、顧客に不当に不利益を与えるおそれがある条項」に該当し、無効であるとして、削除が命じられた事例

- ・商店街供給契約書（建設会社3社の事件——1993年5月26日是正命令）

履行の催告等、他の法的手続をとることなく、事業者が任意に解約できるように定められていることについて、これは、催告手続なしに事業者が一方的に解除できるように契約解除権行使の要件を緩和し、また、契約解除事由を包括的かつ不分明に規定しているところから、法律の規定に基づく解除権・解約権の行使要件を緩和し、顧客に不当に不利益を与えるおそれがある条項であるとされた。

②約款条項が、9条4号の規定中の「事業者の原状回復義務を不当に軽減する条項」に該当し、無効であるとして、削除が命じられた事例

- ・ゴルフ会員規約（1993年6月16日是正命令）

入会金は無利子で会社に10年間据え置き、退会の申請がある場合は会社の承認を得て返還する旨定められていたことについて、これは、契約解約による顧客の原状回復請求権を事实上不当に放棄させる結果を招来し、事業者の原状回復義務を不当に軽減するものであるとされた。

- ・商店街供給契約書（前掲の建設3社事件）

契約解除時に中途金の一部である延滞料を返還しない旨定めていたことについて、契約の解除、解約による事業者の原状回復義務を不当に軽減するものであるとされた。

- ・アパート供給契約（1993年7月22日）

契約解除時に、解除事由と直接関係なく、すでに納付された代金に対する利子及び延滞料を還付しない旨定めていたことについて、契約解除

時にすでに支払われた代金に対する利子及び延滞料は、原状回復義務の範囲に属するものであり、それにもかかわらず、返還しないことは、事業者の原状回復義務を不当に軽減するものであるとされた。

オ 債務の不履行（10条）

約款条項が、10条1号の規定の「相当な理由なく給付の内容を事業者が一方的に決定又は変更できる権限を付与する条項」に該当し、無効であるとして、削除が命じられた事例

- ・商店街分譲契約書（前掲と同じもの）

入居者の福利増進等の事由により出入口等の一部を変更する場合、それに対して異議が提起できない旨定めていたことについて、これは、事業者が相当な理由なく事後に給付の内容を一方的に決定又は変更できる権限を付与する条項であるとされた。（6条2項1号の「顧客に不当に不利な条項」にも該当）

- ・商店街供給契約書（前掲3社事件）

供給面積及び土地面積がやむを得ない事由により変動する場合には、建物共用面積の0.3%，土地面積持分の2%以内の減少は、供給価格に影響を及ぼさない旨定めていたことについて、事業者が相当な理由なく給付の内容を一方的に変更することができる権限を付与している条項であるとされた。

- ・アパート供給契約（前掲と同じもの）

実際の建物は、施工においては、モデルハウスと若干の増減及び内部変更があり得るとともに、製品は、資材の需給上、同一の他社製品に変更し得る旨定めていたことについて、建物面積の減少や内部の変更は、契約内容の重要な部分の変更であって、契約の相手方の承諾が必要であり、資材需給上という曖昧な表現を使用して事業者が任意に劣等な他社製品を使用する可能性があるように規定することは、事業者に全面的な給付の変更権を付与するものであるとされた。

カ 顧客の権益の保護（11条）

約款条項が、11条1号の規定の「法律に基づく顧客の権利を相当な理由なく排除する条項」に該当し、無効であるとして、削除が命じられた事例

- ・商店街供給契約書（前掲3社事件）

事業者のやむを得ない事情により所有権の移転手続が遅延する場合、それに対して異議が提起できないようになっていたことについて、これは、法律に基づく顧客の権利を相当な理由なく排除するものであるとされた。

- ・商店街の分譲契約書（前掲と同じもの）

商店街の活性化のため、諸般の準備等、やむを得ない事情により開店が延期されることがあり得るとともに、料金の精算等の異議提起ができないようになっていたことについて、開店延期事由は具体的かつ明白に規定されなければならず、こうした条項は、法律の規定に基づく顧客の契約解除権、損害賠償権等の権利を相当な理由なく排除又は制限するものであるとされた。（6条2項1号の「顧客に不当に不利な条項」にも該当）

- ・住宅の賃貸借契約書（前掲と同じもの）

物価、その他の経済的条件の変化等、やむを得ない事由が発生した時は、既納付金を調整することとし、賃借人はこれに対して異議を提起できない旨定めていたことについて、これは、法律の規定に基づく顧客の差額減額請求権を相当な理由なく排除又は制限するものであるとされた。

キ 訴え提起の禁止等（14条）

約款条項が、14条の規定中の「不当に不利な裁判管轄の合意条項」に該当し、削除を勧告された事例

- ・チェーン店契約書（1993年11月24日是正勧告）

契約に関する訴訟は、甲の所在地の管轄裁判所とする旨定めていたことについて、これは、顧客の所在地における訴えの提起を制限し、顧客

に対して不当に不利な裁判管轄について合意する条項であるとされた。

4. 今後の課題

約款規制法は、包括的規制法であって、約款を統一的に規制できる反面、規制基準が抽象的になりがちで、各業種の実情に応じた具体的なものにはなりにくいことが指摘されている。このため、個別具体的に種々の問題のある分野については、個別的に約款規制立法を図っていくべきであるとの考え方が韓国の行政当局にうかがわれる⁽⁹⁾。実際、約款規制法制定後、クレジットカード業法（1987年5月）、割賦取引に関する法律（91年12月）、訪問販売等に関する法律（91年12月）といった個別的な規制法が制定されてきた⁽¹⁰⁾。

約款規制全体の基本的あり方に係わる問題を最初に若干述べたが、約款規制法それ自体に係わる今後の課題として、次の点が、韓国公正取引委員会の「公正去來年報1994年版」において指摘されている⁽¹¹⁾。

（1）事前の規制の活用と約款規制法の広報

約款規制法の事後の規制も重要であるが、紛争の発生を未然に防ぐため、同法の事前の規制が果たす役割も大きい。しかし、規制実績を見ると、事前の規制に属する約款の明示・説明義務の規制が適用された事例は、1991年12月末現在、1件もない。同様に、標準約款の審査が行われた実績もない。このため、消費者団体や消費者に約款規制の制度を広報し、事業者に対して契約締結前に約款の説明を行うよう求めさせることによって、約款の明示・説明義務の規制を実効性あるものにする必要があるとしている。また、標準約款が普及・活用されるようにするために、事業者に対しても、約款規制制度について広報し、標準約款の使用の必要性を認識させる必要があるとしている。

また、一般消費者の約款に対する関心は低い水準にあるが、約款が不当で

あると消費者が判断する場合には審査請求につながっていくように、約款審査について広報していく必要があるとしている。

（2）是正勧告制度の改善

強化改正によって是正命令制度が導入されたが、不公正約款条項が含まれる全てのケース対して是正命令による措置がとれるようにはなっていない。当事者間において一方の事業者が優越的な地位にないような場合は、是正命令を行うことはできず、是正勧告により措置せざるを得ない。私的自治の原則を尊重するという趣旨からそのようになっているものであるが、この原則を尊重しながらも、是正勧告の履行手段の確保を図る必要があるとしている。このため、是正勧告を受けた事業者に対して、約款条項が公正取引委員会から無効の審決を受けたという事実を契約を締結した顧客に通知させる義務を課し、通知義務を履行しない事業者は過料に処すことが考えられるとしている。

（3）約款審査の専門性・効率性の向上

約款審査の専門性・効率性を向上させるために、現在の約款審査諮問委員の制度を改善する必要があるとしている。強化改正以前は、専門家から成る約款審査委員会が全ての約款に関する事項を審査し、一貫性のある統一した約款審査を行ってきた。しかし、約款審査業務が公正取引委員会に移管され、約款審査委員会が廃止され、これに代わって約款審査諮問委員に委嘱して専門的見地から約款審査が行われるようになった。その結果、全ての約款について審査の諮問がなされるわけではなくなり、また、そこでの結論も何ら拘束力はなく、その上、諮問委員の意見と公正取引委員会の意見が異なる場合もあるといわれる。このため、専門家から成る審査諮問委員における審議或いは結論が現行よりも尊重されるように制度を改善し、約款審査の専門

性のみならず効率性も向上するような改善策を模索していく必要があるとしている。

(4) 約款規制担当組織の拡充

約款審査業務を担当する組織として、公正取引委員会事務處政策局のなかに約款審査課が設置されているが、漸増する約款審査業務を円滑に処理するためには、約款規制の担当組織を拡充し、局レベルに昇格させるといったこと等も必要であろうとしている。

5. 小 括

これまで見てきたとおり、約款規制法の運用は、同法の強化改正後、是正措置件数が増大していることに見られるように活発化している。独占禁止当局が、約款規制を担当し、約款による消費者被害を防止し、公正な取引を推進していくことは、市場メカニズムを円滑に機能・發揮させる政策的展開としてもっと注目されてよいことであると考えられる。わが国においては、独占禁止当局による消費者政策としては、不当表示規制が代表的なものになろうが、これは、勧誘段階における規制であって、その後の取引段階における規制ではない。韓国においては、この段階における消費者被害についても、市場メカニズムを機能させる観点から、その防止を図ろうとするものであるということができ、政策として参考になるのではないかと考えられる。

ただ、気になるところは、約款規制法の適用の対象となる約款が、事業者と一般消費者との間の約款のみならず、事業者間の約款も含まれるようになっていることであり、審決例においてもそうした事例が見受けられる。事業者の場合は、情報を収集でき、取引について専門的判断力を有するので、消費者のように情報・知識不足につけ込まれて不利益を被るという危険性は

小さいであろう。また、取引上劣位にある事業者は、優位にある事業者から不利な取引条件を規定した条項を押しつけられるという可能性はあろうが、そういう取引関係にあっても市場に競争があれば、そもそもそうした条項が押しつけられなかったり、条項自体が実際には機能しなかったりすることが考えられる。このため、約款規制法の規制は、一般消費者を対象とする取引に限定することが妥当ではないかと考えられる。つまり、事業者に比し情報・知識量において劣位にある一般消費者がそれにつけ込まれて被害を受けることを防止するための規制であるべきではないかと考えられる⁽¹²⁾。事業者間の取引に対する過剰な規制がかえって市場メカニズムの円滑な機能を阻害することのないよう配慮されていく必要があると考えられる。

いずれにしろ、約款規制が強化され、独占禁止当局によりその法運用が活発化している状況は、わが国では現在のところ見られない政策的展開であり、韓国の今後の動向が注目されるところである。

注(1) 経済企画庁委託調査「我が国における約款規制に関する調査」、1994年3月、270ページ。

(2) 鄭鍾休「韓国における約款法の制定」(『ジュリスト』No.893、1987年9月15日)、111~112ページ。

(3) 及び(4) 前掲、「我が国における約款規制に関する調査」、270~272ページ。
強化改正以前の是正勧告制度について、是正勧告を受けた事業者がそれを巧妙に回避したり、無視する場合が少なくなかったことが指摘されている(同、274ページ)。

(5) 韓国公正取引委員会「公正去來年報1994年版」、182~185ページを参考にした。

(6) 前掲、「公正去來年報1994年版」、184ページ。

(7) 前掲、「公正去來年報1994年版」、186~188ページ。

(8) 前掲、「公正去來年報1994年版」、189~197ページ及び韓国公正取引委員会「公正去來法審決集1994年版」。

なお、強化改正以前に問題となった事例については、経済企画庁委託調査「我が国における約款規制に関する調査」(1994年3月)のなかで鄭鍾休全南大学教授がとりまとめられた「第7韓国」の章に詳しい紹介がある。

- (9) 前掲、「公正去來年報1994年版」、198ページ。
- (10) 前掲、経済企画庁委託調査、271ページ。
- (11) 前掲、「公正去來年報1994年版」、198～202ページ。
- (12) 拙稿「情報の非対称性と優越的地位の濫用規制」(『公正取引』1993年1月)
及び「市場メカニズムと競争政策・消費者政策」(『公正取引』1994年7月)
参照。